



発行 新潟県

**第7号**

平成25年1月25日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 73 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定(障害福祉課)
- 74 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の廃止届(障害福祉課)
- 75 障害者自立支援法による指定一般相談支援事業者の指定(障害福祉課)
- 76 土地改良区役員の就任届(農地計画課)
- 77 土地改良区清算人の退任届(農地計画課)
- 78 非農用地区域内に換地を定める土地の指定(農地整備課)
- 79 換地計画の縦覧(農地整備課)
- 80 公共測量の実施(監理課)
- 81 土地収用法による事業の認定(用地・土地利用課)
- 82 道路の区域変更(道路管理課)
- 83 道路の区域変更(道路管理課)
- 84 道路の供用開始(道路管理課)
- 85 道路の区域変更(道路管理課)
- 86 道路の供用開始(道路管理課)
- 87 道路の区域変更(道路管理課)
- 88 道路の供用開始(道路管理課)
- 89 急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課)
- 90 急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課)
- 91 土砂災害警戒区域の解除(砂防課)
- 92 土砂災害警戒区域の指定(砂防課)
- 93 土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課)
- 94 換地処分の届出(都市政策課)
- 95 都市計画の図書の写しの縦覧(都市政策課)

公 告

- 林業種苗生産事業者講習会の開催(治山課)
- 一般競争入札の実施(財務課)

教育委員会規則

- 2 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則(保健体育課)



◎新潟県告示第73号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成25年1月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

障害福祉サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
同行援護	社会福祉法人糸魚川市社会福祉協議会 介護センターにじ	糸魚川市押上2-9-65	社会福祉法人糸魚川市社会福祉協議会	平成25年1月1日
居宅介護	ニチイケアセンター村松	五泉市村松甲2958番地3	株式会社ニチイ学館	平成25年1月1日
重度訪問介護	ニチイケアセンター村松	五泉市村松甲2958番地3	株式会社ニチイ学館	平成25年1月1日
同行援護	ニチイケアセンター村松	五泉市村松甲2958番地3	株式会社ニチイ学館	平成25年1月1日
居宅介護	介護すずらん	燕市佐渡5120番地	介護合同会社	平成25年1月1日
重度訪問介護	介護すずらん	燕市佐渡5120番地	介護合同会社	平成25年1月1日
行動援護	介護すずらん	燕市佐渡5120番地	介護合同会社	平成25年1月1日
同行援護	介護すずらん	燕市佐渡5120番地	介護合同会社	平成25年1月1日
共同生活介護	ホームオオールリ	妙高市大字長森1384番1	社会福祉法人上越福祉会	平成25年1月1日
共同生活援助	ホームオオールリ	妙高市大字長森1384番1	社会福祉法人上越福祉会	平成25年1月1日
短期入所	ホームオオールリ	妙高市大字長森1384番1	社会福祉法人上越福祉会	平成25年1月1日

## ◎新潟県告示第74号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定により指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成25年1月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

指定障害福祉サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	廃止年月日
同行援護	社会福祉法人糸魚川市社会福祉協議会 介護センターにじ	糸魚川市押上2-9-65	社会福祉法人糸魚川市社会福祉協議会	平成24年12月31日

## ◎新潟県告示第75号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第51条の14第1項の規定による指定一般相談支援事業者を次のとおり指定した。

平成25年1月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
地域移行支援	相談支援事業浦田の里	村上市岩船231-1	社会福祉法人村上岩船福祉会	平成25年1月1日
地域定着支援	相談支援事業浦田の里	村上市岩船231-1	社会福祉法人村上岩船福祉会	平成25年1月1日
地域移行支援	障害児(者)相談支援センターかなや	上越市大字下馬場576番地78	社会福祉法人上越福祉会	平成25年1月1日
地域定着支援	障害児(者)相談支援センターかなや	上越市大字下馬場576番地78	社会福祉法人上越福祉会	平成25年1月1日

地域移行支援	相談支援センター みな みうおぬま	南魚沼市坂戸399番地1 南 魚沼市ふれ愛支援センター内	社会福祉法人南魚沼福 祉会	平成25年 1月1日
地域定着支援	相談支援センター みな みうおぬま	南魚沼市坂戸399番地1 南 魚沼市ふれ愛支援センター内	社会福祉法人南魚沼福 祉会	平成25年 1月1日

## ◎新潟県告示第76号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する第18条第16項の規定により、新発田市の加治川沿岸土地改良区連合から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成25年1月25日

新潟県新発田地域振興局長

## 1 就任

理事 新発田市茗荷谷 661 番地 大沼 淳

就任年月日 平成24年11月29日

## ◎新潟県告示第77号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、清算法人小木町土地改良区から次のとおり清算人が退任した旨の届出があった。

平成25年1月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

## 1 退任

佐渡市小木町 1940-39 中川 忠夫

〃 小比叡 35 本間 悟

〃 小木木野浦 110-1 佐々木 敏

〃 小木大浦 295 金子 治久

〃 木流 5 菊地 貞次

〃 井坪 120 笠井 豊

〃 小木 119 鈴木 進一

〃 琴浦 236 石塚 勲

〃 宿根木 398 佐藤 正

〃 江積 30 石塚 秀一

〃 江積 20 佐藤 俊明

退任年月日 平成24年12月4日

## ◎新潟県告示第78号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2第1項の規定により、県営区画整理（ほ場整備「担い手育成型」）事業三和南部地区に係る換地計画において、次の従前の土地は非農用地区域内に換地を定める土地として指定した。

平成25年1月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

従前の土地の表示

市町村	大字	字	地番	地目	地積㎡
上越市三和区	田	御幸	370-2	雑種地	80
同	同	同	374	田	518

## ◎新潟県告示第79号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営農業用排水施設整備・農業用道路整備・区画整理・農用地改良保全（中山間地域総合整備）事業に係る換地計画を定めたので、平成25年1月28日から平成25年2月25日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年1月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業主体名	地区名	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	津南(太田新田)	換地計画書の写し	津南町役場

- 1 この換地計画について異議があるときは、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。
- 2 この換地計画について不服があったとしても、この換地計画についての取消しの訴えを提起することができない。取消しの訴えを提起することができるのは、この換地計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

#### ◎新潟県告示第80号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する。

平成25年 1月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量(復旧測量)
- 2 作業期間 平成25年 1月18日から平成25年 3月31日まで
- 3 作業地域 新潟市西区

#### ◎新潟県告示第81号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成25年 1月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 起業者の名称  
新発田市
- 2 事業の種類  
新発田市新庁舎建設事業
- 3 起業地
  - (1) 収用の部分  
新発田市中央町3丁目及び4丁目地内
  - (2) 使用の部分  
なし
- 4 事業の認定をした理由
  - (1) 法第20条第1号の要件への適合性  
新発田市新庁舎建設事業(以下「本件事業」という。)は、法第3条第31号に該当し、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
  - (2) 法第20条第2号の要件への適合性  
起業者は、本件事業に必要な予算について本年度予算計上し、来年度以降も予算計上することを確約していることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。
  - (3) 法第20条第3号の要件への適合性  
ア 得られる公共の利益  
新発田市の本庁舎は、市町村合併に伴い増加した来庁者及び職員の待合室や執務室等のスペース不足のほか、建設後46年が経過し、また、現在の耐震基準を満たしていないことによる、老朽化と耐震性の問題を常に抱えている。建物の老朽化による部分補修や漏水補修などの工事が繰り返し行われ、行政文書等の一部損傷のほか、通行の妨げや設備機器の一時停止などが発生しており、来庁者への不便と業務効率の低下を招き、円滑な行政運営に支障を来しているとともに、現状のままでは大規模な地震の発生時に建物の崩壊や損壊が想定されることから、耐震性の見直しが急がれている。加えて、今後の地震の発生に備えた耐震性能の確保、通信機器や電子情報の保持、物資や資機材等の備蓄など、災害時の防災拠点としての機能を整備することが必要であり、これらのことから新庁舎の建設が急務となっている。  
本件事業の実施により、市民への行政サービスと来庁者の利便性を向上させ、耐震性と防災拠点機能を兼ね備えた市庁舎として、公共性を十分に発揮できるものと考えられる。  
本件事業により得られる利益のマイナス要因として、本起業地が市街地の中心を通る主要地方道と国道

290号線の結節点であることから、隣接道路の渋滞を招く可能性が考えられるが、バイパスの当該国道までの延伸や環状線の整備などによる交通量の減少が見込まれること及び新発田市では関係機関とも協議し、交通規制や駐車場への誘導など万全の対策を講じることとしていることから、影響を最小限に留めることができるものと考えられる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいものと認められる。

イ 失われる利益

本件事業地内は、希少動物の生息や文化財埋蔵の可能性はないことを新発田市で確認している。

したがって、本件事業の施行により失われる利益はないものと認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地については、自然的、社会的及び経済的条件により3箇所を選定し比較検討した結果、公共施設や金融機関が近くにあり、交通アクセスが最良で事業費も最少なことから、本件起業地が最適地であり最も合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

本件事業は、(3)アで述べたように、老朽化により来庁者への不便や業務効率の低下など円滑な行政運営に支障を来していることから事業の早急な実施が求められている。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な最小限の範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

よって、法第20条の規定により、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

新発田市役所新庁舎建設室

◎新潟県告示第82号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年 1月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 252号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
魚沼市明神字居平 1021 番 1 から	新	12.8～17.8メートル	53.2メートル
同市明神字居平1013番 1 まで	旧	12.8～17.8メートル	53.2メートル

◎新潟県告示第83号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年 1月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 三ツ又小出線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
魚沼市新保字風下 167 番 2 から	新	12.8～23.9メートル	147.7メートル
同市新保字シマダ320番 3 まで	旧	10.2～14.0メートル	147.7メートル

◎新潟県告示第84号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年 1月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 三ツ又小出線
- 2 供用開始の区間  
魚沼市新保字風下167番 2 から同市新保字シマダ320番 3 まで
- 3 供用開始の期日 平成25年 1月25日

◎新潟県告示第85号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年 1月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 柏崎越路線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
柏崎市大字東長鳥字菅沼乙2235番 1 から	新	11.7～19.2メートル	37.0メートル
同市大字東長鳥字菅沼乙2239番まで	旧	10.5～19.0メートル	37.0メートル

備考 全区間県道東長鳥五十土線と重用

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 東長鳥五十土線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
-----	------	-----------	-----

柏崎市大字東長鳥字菅沼乙2235番1から	新	11.7～19.2メートル	37.0メートル
同市大字東長鳥字菅沼乙2239番まで	旧	10.5～19.0メートル	37.0メートル

備考 全区間県道柏崎越路線と重用

## ◎新潟県告示第86号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年1月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 柏崎越路線
- 2 供用開始の区間  
柏崎市大字東長鳥字菅沼乙2235番1から同市大字東長鳥字菅沼乙2239番まで
- 3 供用開始の期日 平成25年1月25日

## ◎新潟県告示第87号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年1月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大潟高柳線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
上越市吉川区下町字角畑912番1から	新	8.0～17.1メートル	399.1メートル
同市吉川区東鳥越747番まで	旧	6.0～18.0メートル	399.5メートル

## ◎新潟県告示第88号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年1月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 大潟高柳線
- 2 供用開始の区間  
上越市吉川区下町字角畑912番1から同市吉川区東鳥越747番まで
- 3 供用開始の期日 平成25年1月25日

## ◎新潟県告示第89号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図面は、新潟県土木部砂防課及び十日町地域振興局において縦覧に供する。

平成25年 1月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

## 1 区域の名称

関根急傾斜地崩壊危険区域

## 2 区域の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から17号までを順次結んだ線及び標柱17号と1号を結んだ線に囲まれた区域

十日町市八箇

甲666番	1号から3号
甲632番	4号から6号
甲661番	7号
甲678番	8号から9号
甲677番	10号
甲673番1	11号
甲672番1	12号
甲671番1	13号
甲670番	14号から16号
甲667番	17号

## ◎新潟県告示第90号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図面は、新潟県土木部砂防課及び十日町地域振興局において縦覧に供する。

平成25年 1月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

## 1 区域の名称

川治急傾斜地崩壊危険区域

## 2 区域の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から16号までを順次結んだ線及び標柱16号と1号を結んだ線に囲まれた区域

十日町市川治

3561番	1号
3561番地先水路敷	2号
3559番2	3号
3556番2	4号
3555番	5号
3519番1	6号
3519番2	7号
3530番	8号及び9号
3365番	10号
3363番	11号
3362番1	12号
3358番	13号
3360番3	14号
3560番4	15号及び16号

## ◎新潟県告示第91号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成19年8月31日新潟県告示第1700号）を次のとおり解除する。

平成25年 1月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦



## 1 十日町地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
本町地区	十日町市本町1丁目上・山本町5丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
城ノ下地区	十日町市山本町2丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
天水越地区	十日町市天水越	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
ほうぞう沢地区	十日町市中条峠・中条梅沢	次の図のとおり	土石流
しっぴつ川地区	十日町市下町・中条島・中条峠・中条新田	次の図のとおり	土石流
滝の下沢地区	十日町市背戸	次の図のとおり	土石流
三桶沢地区	十日町市下川手	次の図のとおり	土石流
猪之名川地区	十日町市上川手	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

## ◎新潟県告示第92号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成25年1月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

## 1 十日町地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
学校町西地区	十日町市辰甲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
愛宕沢川地区	十日町市学校町1丁目	次の図のとおり	土石流
晒川地区	十日町市八箇	次の図のとおり	土石流
池沢地区	十日町市学校町1丁目	次の図のとおり	土石流
池沢支流地区	十日町市学校町1丁目	次の図のとおり	土石流
中条島(1)地区	十日町市中条島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下町(2)地区	十日町市中条下町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下町(3)地区	十日町市中条下町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中町地区	十日町市中条中町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

本町地区	十日町市本町1丁目上・山本町5丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
城ノ下地区	十日町市山本町2丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中沢川地区	十日町市本町1丁目上	次の図のとおり	土石流
神楽沢地区	十日町市本町1丁目上	次の図のとおり	土石流
頭無沢地区	十日町市山本・山本町5丁目	次の図のとおり	土石流
中ノ沢川地区	十日町市山本・山本町5丁目	次の図のとおり	土石流
中ノ沢川近傍地区	十日町市山本	次の図のとおり	土石流
関根(1)地区	十日町市八箇甲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
関根(2)地区	十日町市八箇甲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
関根(3)地区	十日町市八箇甲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山本(3)地区	十日町市八箇甲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
浅之平地区	十日町市八箇甲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鍋沢地区	十日町市八箇甲	次の図のとおり	土石流
とっぴ沢地区	十日町市八箇甲	次の図のとおり	土石流
願入沢地区	十日町市八箇甲	次の図のとおり	土石流
沢入沢地区	十日町市八箇甲	次の図のとおり	土石流
下笹之沢地区	十日町市八箇甲	次の図のとおり	土石流
下笹之沢近傍地区	十日町市八箇甲	次の図のとおり	土石流
関根地区	十日町市八箇甲	次の図のとおり	地すべり
笹之沢(1)地区	十日町市八箇甲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
笹之沢(2)地区	十日町市八箇甲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
笹之沢(3)地区	十日町市八箇甲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
八箇丙地区	十日町市八箇丙	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上笹之沢地区	十日町市八箇丙	次の図のとおり	土石流
ござん沢地区	十日町市八箇丙	次の図のとおり	土石流

大沢地区	十日町市八箇丙	次の図のとおり	土石流
上笹之沢近傍地区	十日町市八箇丙	次の図のとおり	土石流
池之平地区	十日町市八箇	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
落之水地区	十日町市八箇	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
芳ヶ沢地区	十日町市八箇戊	次の図のとおり	土石流
芳ヶ沢近傍地区	十日町市八箇戊	次の図のとおり	土石流
落之水地区	十日町市八箇	次の図のとおり	地すべり
池之平(1)地区	十日町市八箇	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
池之平(2)地区	十日町市八箇	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
池之平(3)地区	十日町市八箇	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
池之平(4)地区	十日町市八箇	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
長里地区	十日町市八箇丁	次の図のとおり	地すべり
孕石地区	十日町市八箇	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
榑木(1)地区	十日町市八箇	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
榑木(2)地区	十日町市八箇	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
榑木(3)地区	十日町市八箇	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
榑木(4)地区	十日町市八箇	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
いかみ沢地区	十日町市八箇辛	次の図のとおり	土石流
いかみ沢近傍地区	十日町市八箇辛	次の図のとおり	土石流
榑木地区	十日町市八箇	次の図のとおり	地すべり
稲子平地区	十日町市八箇辛	次の図のとおり	地すべり
長里地区	十日町市八箇	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
池之尻地区	十日町市伊達丁	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
池之尻沢地区	十日町市伊達丁	次の図のとおり	土石流
当間(1)地区	十日町市伊達辛	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

当間(2)地区	十日町市伊達辛	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
当間(3)地区	十日町市伊達辛	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
当間(4)地区	十日町市伊達辛	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
袖川地区	十日町市伊達辛	次の図のとおり	土石流
南当間地区	十日町市伊達辛	次の図のとおり	地すべり
当間(1)地区	十日町市伊達辛	次の図のとおり	地すべり
当間(2)地区	十日町市伊達辛	次の図のとおり	地すべり
天池地区	十日町市伊達乙	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
牛ヶ首沢地区	十日町市伊達乙	次の図のとおり	土石流
細尾地区	十日町市伊達丙	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
細尾1地区	十日町市伊達丙	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
細尾2地区	十日町市伊達丙	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
漆島地区	十日町市伊達戊	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
漆島沢地区	十日町市伊達戊	次の図のとおり	土石流
源田地区	十日町市伊達己	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
池沢地区	十日町市伊達己	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
池沢地区	十日町市伊達己	次の図のとおり	地すべり
野中1地区	十日町市新宮甲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
野中2地区	十日町市新宮甲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
野中(1)地区	十日町市新宮甲	次の図のとおり	地すべり
野中(2)地区	十日町市新宮甲	次の図のとおり	地すべり
天水越地区	十日町市松之山天水越	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
ほうぞう沢地区	十日町市中条峠・中条梅沢	次の図のとおり	土石流
しっぴつ川地区	十日町市中条下町・中条峠 ・中条新田	次の図のとおり	土石流
滝の下沢地区	十日町市中条背戸	次の図のとおり	土石流

三桶沢地区	十日町市松之山三桶下川手	次の図のとおり	土石流
猪之名川地区	十日町市松之山猪之名上川手	次の図のとおり	土石流
原田(1)地区	十日町市野口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
原田(2)地区	十日町市野口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
原田(3)地区	十日町市野口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
根深地区	十日町市野口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鴻島川地区	十日町市野口	次の図のとおり	土石流
原田地区	十日町市野口	次の図のとおり	地すべり
元町地区	十日町市上野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
元町(2)地区	十日町市上野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
浄土川地区	十日町市上野	次の図のとおり	土石流
野口地区	十日町市野口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

#### ◎新潟県告示第93号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成25年1月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

#### 1 十日町地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
学校町西地区	十日町市辰甲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
愛宕沢川地区	十日町市学校町1丁目	次の図のとおり	土石流
晒川地区	十日町市八箇	次の図のとおり	土石流
池沢地区	十日町市学校町1丁目	次の図のとおり	土石流
池沢支流地区	十日町市学校町1丁目	次の図のとおり	土石流
下町(2)地区	十日町市中条下町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

本町地区	十日町市本町1丁目上・山本町5丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
城ノ下地区	十日町市山本町2丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
神楽沢地区	十日町市本町1丁目上	次の図のとおり	土石流
中ノ沢川近傍地区	十日町市山本	次の図のとおり	土石流
関根(1)地区	十日町市八箇甲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
関根(2)地区	十日町市八箇甲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
関根(3)地区	十日町市八箇甲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山本(3)地区	十日町市八箇甲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
浅之平地区	十日町市八箇甲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鍋沢地区	十日町市八箇甲	次の図のとおり	土石流
願入沢地区	十日町市八箇甲	次の図のとおり	土石流
沢入沢地区	十日町市八箇甲	次の図のとおり	土石流
下笹之沢地区	十日町市八箇甲	次の図のとおり	土石流
笹之沢(1)地区	十日町市八箇甲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
笹之沢(2)地区	十日町市八箇甲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
笹之沢(3)地区	十日町市八箇甲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
八箇丙地区	十日町市八箇丙	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大沢地区	十日町市八箇丙	次の図のとおり	土石流
池之平地区	十日町市八箇	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
落之水地区	十日町市八箇	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
芳ヶ沢近傍地区	十日町市八箇戊	次の図のとおり	土石流
池之平(1)地区	十日町市八箇	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
池之平(2)地区	十日町市八箇	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
池之平(3)地区	十日町市八箇	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
池之平(4)地区	十日町市八箇	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

孕石地区	十日町市八箇	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
榑木(1)地区	十日町市八箇	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
榑木(2)地区	十日町市八箇	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
榑木(3)地区	十日町市八箇	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
榑木(4)地区	十日町市八箇	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
いかみ沢地区	十日町市八箇辛	次の図のとおり	土石流
長里地区	十日町市八箇	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
池之尻地区	十日町市伊達丁	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
池之尻沢地区	十日町市伊達丁	次の図のとおり	土石流
当間(1)地区	十日町市伊達辛	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
当間(2)地区	十日町市伊達辛	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
当間(3)地区	十日町市伊達辛	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
当間(4)地区	十日町市伊達辛	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
天池地区	十日町市伊達乙	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
牛ヶ首沢地区	十日町市伊達乙	次の図のとおり	土石流
細尾地区	十日町市伊達丙	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
細尾2地区	十日町市伊達丙	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
漆島地区	十日町市伊達戊	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
漆島沢地区	十日町市伊達戊	次の図のとおり	土石流
池沢地区	十日町市伊達己	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
野中1地区	十日町市新宮甲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
野中2地区	十日町市新宮甲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
天水越地区	十日町市松之山天水越	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
猪之名川地区	十日町市松之山猪之名上川手	次の図のとおり	土石流
原田(2)地区	十日町市野口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

原田(3)地区	十日町市野口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
元町(2)地区	十日町市上野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
野口地区	十日町市野口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

#### ◎新潟県告示第94号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第3項の規定により、十日町市長から、換地処分を行った旨の届出があった。

平成25年 1月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

#### ◎新潟県告示第95号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成25年 1月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称
  - ・種類 上越都市計画公園(上越市決定)
  - ・名称 2・2・15号 お馬出し公園
- 2 縦覧の場所  
新潟県土木部都市局都市政策課

## 公 告

#### 林業種苗生産事業者講習会の開催について(公告)

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第11条の規程により、平成24年度の林業種苗生産事業者講習会を次のとおり開催する。

平成25年 1月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 講習会の日時  
平成25年2月25日(月) 午前10時から午後5時まで
- 2 講習会の場所  
新潟市中央区新光町4番地1 新潟県庁行政庁舎1502会議室
- 3 講習会の対象者  
新潟県内に住所を有し、林業種苗生産事業を行おうとする者、並びにその生産事業に従事している者及び従事しようとする者
- 4 受講手続  
新潟県林業種苗法施行細則(昭和45年新潟県規則第117号)に定める受講申込書に受講手数料(新潟県収入証紙14,000円)を添付し、住所地を所管する県地域振興局農林(水産)振興部及び新潟地域振興局津川地区振興事務所の林業振興課に平成25年2月15日までに提出すること。

#### 一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、漁業実習船「海洋丸」及び「くびき」に係る損害保険及び賠償責任保険契約について、次のとおり一般競争入札を行う。



平成25年1月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 入札に付する事項

(1) 案件の名称

漁業実習船「海洋丸」及び「くびき」に係る損害保険及び賠償責任保険契約

(2) 案件の仕様

入札説明書による。

(3) 契約期間

ア 海洋丸 平成25年3月14日から1年間

イ くびき 平成25年3月24日から1年間

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問い合わせ

(1) 交付期間 平成25年1月25日(金)から平成25年2月1日(金)まで(新潟県の休日を定める条例(平成元年新潟県条例第5号)第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前9時から午後5時15分まで。

(2) 交付場所 新潟県教育庁財務課施設係(新潟県新潟市中央区新光町4番地1)

(3) 問合せ 入札説明書による。

3 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 平成25年2月18日(月)午後1時30分

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県庁入札室

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であつて、次に掲げる要件をすべて満たしている者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定による再生手続開始の申立をしている者又は同条第2項の規定に基づく再生手続開始の申立をされている者。

イ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定による更生手続開始の申立をしている者又は同条第2項の規定に基づく再生手続開始の申立をされている者。

(3) 新潟県の県税の納付義務を有する者にあつては、当該県税の未納がないものであること。

(4) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(5) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

(6) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて、新潟県知事から確認を受けている者であること。

(7) 「海洋丸」のトン数(299トン)階層区分以上の船舶で当該保険の契約実績があり、その証明を行えること。

5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間 平成25年2月6日(水)午前9時から午後5時15分まで。

イ 提出場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県教育庁財務課施設係

ウ 提出方法 本人(法人にあつては代表権を有する者。以下同じ。)又は代理人の持参とする。

エ 提出書類 入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者に、それぞれ書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通知書の交付を受けること。

ア 日時 平成25年 2月12日(火) 午後 1時30分から午後 4時30分まで

イ 場所 (1)イに定める場所

## 6 入札手続等

### (1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を併せて持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5(1)イに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書簡郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の案件の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り)をもって3(1)に定める日の前日の午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

### (2) 入札書の名義

本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。

### (3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、契約希望本体金額(消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望金額に105分の100を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)以下同じ。)に100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望本体金額を入札書に記載すること。

### (4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

## 7 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者又は競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者が行った入札

(2) 入札に参加する条件に違反した入札

(3) 新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第62条第1項各号に掲げる入札

(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

## 8 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

契約希望本体金額に、100分の5に相当する金額を加算した金額の100分の5に相当する金額以上の金額とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

### (2) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、財務規則第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

## 9 その他

### (1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

エ 提出された競争入札参加資格確認申請書等に記載されている内容については、本件入札に限るものとし、他に使用しない。

### (2) その他

ア 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語(名義に関する記載部分を除く。)及び日本国通貨とする。

## イ 契約の停止等

本件入札に関し、苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

## ウ その他詳細は、入札説明書による。

エ この広告に定めるもののほか、本件の入札及び契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

## 教育委員会規則

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 1 月25日

新潟県教育委員会

委員長 栗 田 修 行

**新潟県教育委員会規則第 2 号**

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

**第 1 条** 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（昭和43年新潟県教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p><b>第 1 条</b> この規則は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和33年新潟県条例第12号。以下「条例」という。）<u>第 5 条</u>の規定に基づき、条例第 1 条に規定する学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の災害補償に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(災害の報告)</p> <p><b>第 2 条</b> 学校長は、その所属の学校医等に公務に基づくと認められる死傷病が発生した場合は、次の各号に掲げる事項を記載した書面により、<u>教育委員会</u>に速やかに報告しなければならない。</p> <p>(1) ～(7) (略)</p> <p>(認定及び通知)</p> <p><b>第 3 条</b> <u>教育委員会</u>は、前条の報告を受けたときは、その災害が公務上のものであるかどうかの認定を行い、公務上のものであると認定したときは、速やかに補償を受けるべき者に別記第 1 号様式により<u>条例第 2 条</u>の規定による通知をしなければならない。</p> <p>(補償請求の方法)</p> <p><b>第 5 条</b> 補償（現に受けている補償の額の変更を含む。以下同じ。）を受けようとする者は、受けようとする補償の種類に応じ次の各号に定める請求書を所属学校（学校医等が死亡し、又は離職した場合においてはその死亡又は離職の直前に勤務した学校）を経由して<u>教育委員会</u>に提出しなければならない。</p> <p>(1) ～(15) (略)</p> <p><b>第 7 条</b> <u>条例第 3 条</u>の規定により、その例によることとされている公立学校の学校医、学校歯科医及</p>	<p>(目的)</p> <p><b>第 1 条</b> この規則は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和33年新潟県条例第12号。以下「条例」という。）<u>第 6 条</u>の規定に基づき、条例第 1 条に規定する学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の災害補償に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(災害の報告)</p> <p><b>第 2 条</b> 学校長は、その所属の学校医等に公務に基づくと認められる死傷病が発生した場合は、次の各号に掲げる事項を記載した書面により、<u>条例第 2 条</u>に定める<u>実施機関</u>（以下「<u>実施機関</u>」という。）に速やかに報告しなければならない。</p> <p>(1) ～(7) (略)</p> <p>(認定及び通知)</p> <p><b>第 3 条</b> <u>実施機関</u>は、前条の報告を受けたときは、その災害が公務上のものであるかどうかの認定を行い、公務上のものであると認定したときは、速やかに補償を受けるべき者に別記第 1 号様式により<u>条例第 3 条</u>の規定による通知をしなければならない。</p> <p>(補償請求の方法)</p> <p><b>第 5 条</b> 補償（現に受けている補償の額の変更を含む。以下同じ。）を受けようとする者は、受けようとする補償の種類に応じ次の各号に定める請求書を所属学校（学校医等が死亡し、又は離職した場合においてはその死亡又は離職の直前に勤務した学校）を経由して<u>実施機関</u>に提出しなければならない。</p> <p>(1) ～(15) (略)</p> <p><b>第 7 条</b> <u>条例第 4 条</u>の規定により、その例によることとされている公立学校の学校医、学校歯科医及</p>

び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和32年政令第283号。以下「政令」という。）第11条第1項及び第2項の規定による遺族補償年金の支給の停止又は支給の停止の解除を申請する者は、別記第16号様式又は別記第17号様式による申請書（遺族補償年金の支給の停止の解除を申請する場合にあつてはこれらの申請書及び年金証書）を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 教育委員会は前項の規定による申請に基づき遺族補償年金の支給の停止又は支給の停止の解除をしたときは当該申請を行った者に速やかに書面でその旨を通知しなければならない。

（年金証書）

**第8条** 教育委員会は傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）の支給に関する通知をするときは、当該補償を受けるべき者に対し、併せて別記第18号様式による年金証書を交付しなければならない。

- 2 教育委員会は既に交付した年金証書の記載事項を変更する必要がある場合は当該証書と引換えに新たな証書を交付しなければならない。
- 3 教育委員会は必要があると認めるときは、年金証書の提出又は提示を求めることができる。

**第9条** 年金証書の交付を受けた者がその証書を亡失し、又は著しく損傷したときは、再交付の請求書に亡失の理由を明らかにすることができる書類、又は損傷した証書を添えて証書の再交付を教育委員会に請求することができる。

- 2 年金証書の再交付を受けた者は、その後において亡失した証書を発見したときは、速やかにこれを教育委員会に返納しなければならない。

（遺族補償年金の請求の代表者）

**第10条** （略）

- 2 遺族補償年金を受ける権利を有する者は、前項の規定により代表者を選任し、又はその代表者を解任したときは速やかに書面でその旨を教育委員会に届け出なければならない。この場合には、併せてその代表者を選任し、又は解任したことを証明することができる書類を提出しなければならない。

（記録簿）

**第11条** 教育委員会は、学校医等災害補償記録簿（別記第19号様式）及び年金記録簿（別記第20号様式）を備え必要な事項を記入しなければならない。

（定期報告）

び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和32年政令第283号。以下「政令」という。）第11条第1項及び第2項の規定による遺族補償年金の支給の停止又は支給の停止の解除を申請する者は、別記第16号様式又は別記第17号様式による申請書（遺族補償年金の支給の停止の解除を申請する場合にあつてはこれらの申請書及び年金証書）を実施機関に提出しなければならない。

- 2 実施機関は前項の規定による申請に基づき遺族補償年金の支給の停止又は支給の停止の解除をしたときは当該申請を行った者に速やかに書面でその旨を通知しなければならない。

（年金証書）

**第8条** 実施機関は傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）の支給に関する通知をするときは、当該補償を受けるべき者に対し、併せて別記第18号様式による年金証書を交付しなければならない。

- 2 実施機関は既に交付した年金証書の記載事項を変更する必要がある場合は当該証書と引換えに新たな証書を交付しなければならない。
- 3 実施機関は必要があると認めるときは、年金証書の提出又は提示を求めることができる。

**第9条** 年金証書の交付を受けた者がその証書を亡失し、又は著しく損傷したときは、再交付の請求書に亡失の理由を明らかにすることができる書類、又は損傷した証書を添えて証書の再交付を実施機関に請求することができる。

- 2 年金証書の再交付を受けた者は、その後において亡失した証書を発見したときは、速やかにこれを実施機関に返納しなければならない。

（遺族補償年金の請求の代表者）

**第10条** （略）

- 2 遺族補償年金を受ける権利を有する者は、前項の規定により代表者を選任し、又はその代表者を解任したときは速やかに書面でその旨を実施機関に届け出なければならない。この場合には、併せてその代表者を選任し、又は解任したことを証明することができる書類を提出しなければならない。

（記録簿）

**第11条** 実施機関は、学校医等災害補償記録簿（別記第19号様式）及び年金記録簿（別記第20号様式）を備え必要な事項を記入しなければならない。

（定期報告）

**第12条** 年金たる補償を受ける者は、毎年1回2月1日から同月末日までの間に別記第21号様式、別記第22号様式又は別記第23号様式により、傷病若しくは障害の現状又は遺族補償年金の支給額の算定の基礎となる遺族の現状に関する報告書を教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会があらかじめ、その必要がないと認めて通知した場合は、この限りでない。

(届出)

**第13条** 年金たる補償を受ける者は、次の各号に掲げる場合には速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(1)～(3) (略)

2 補償を受ける権利を有する者が死亡した場合には、その者の遺族は遅滞なくその旨を教育委員会に届け出なければならない。

3 前2項の届け出を有する場合には、その事実を証明することができる書類その他資料を教育委員会に提出しなければならない。

**第12条** 年金たる補償を受ける者は、毎年1回2月1日から同月末日までの間に別記第21号様式、別記第22号様式又は別記第23号様式により、傷病若しくは障害の現状又は遺族補償年金の支給額の算定の基礎となる遺族の現状に関する報告書を実施機関に提出しなければならない。ただし、実施機関があらかじめ、その必要がないと認めて通知した場合は、この限りでない。

(届出)

**第13条** 年金たる補償を受ける者は、次の各号に掲げる場合には速やかにその旨を実施機関に届け出なければならない。

(1)～(3) (略)

2 補償を受ける権利を有する者が死亡した場合には、その者の遺族は遅滞なくその旨を実施機関に届け出なければならない。

3 前2項の届け出を有する場合には、その事実を証明することができる書類その他資料を実施機関に提出しなければならない。

**第2条** 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、第2号様式、第3号様式、第4号様式、第5号様式、第6号様式、第7号様式、第8号様式、第9号様式、第10号様式、第10号様式の2、第11号様式、第12号様式、第13号様式、第14号様式、第15号様式、第16号様式、第17号様式、第18号様式、第21号様式、第22号様式及び第23号様式を次のように改める。

別記第1号様式(第3条関係)

公立学校の学校医等災害補償公務災害補償通知書

平成 年 月 日

.....様

新潟県教育委員会 印

あなたは、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の規定により、下記の災害に対する補償を受けることができますので、通知します。

記

1 被災学校医等の氏名

2 傷 病 名

3 災害発生年月日

補 償 の 内 容

(別記のとおり)



## 別記

## 1 あなたが被災学校医等である場合

## (1) 療養補償

公務上の負傷又は疾病については、右の範囲で療  
養上相当と認められるものを療養補償として受ける  
ことができます。

ア 診 察 イ 薬剤又は治療材料の支給 ウ 処置、手術その他の治療 エ 病院又は診療所への収容 オ 看 護 カ 移 送	}
--	---

## (2) 休業補償

公務上の負傷又は疾病の療養のため勤務することができない場合で給与を受けな

60

いときは、その期間、補償基礎額の $\frac{60}{100}$ に相当する金額の休業補償を受けることが  
できます。

## (3) 傷病補償

公務上負傷し、又は疾病にかかり、その療養の開始後1年6月を経過しても治ら  
ず、その傷病の程度が公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補  
償に関する条例(以下「条例」という。)に定められている程度の状態が継続してい  
る間、その疾病の程度に応じて傷病補償年金を受けることができます。

なお、傷病補償年金を受ける場合には、休業補償を受けることができません。

## (4) 障害補償

公務上の負傷又は疾病が治つた場合において、条例に定められている程度の障害  
が残つたときは、その程度に応じて年金又は一時金の障害補償を受けることができ  
ます。

## 2 あなたが被災学校医等以外の者である場合

## 遺族補償

あなたが公務上死亡した学校医等の遺族であつて、政令第8条の規定(注参照)に該当  
する場合は年金の、その他の場合は一時金の遺族補償を受けることができます。

(注) 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令(抄)

第8条 遺族補償年金を受けることができる遺族は、学校医等の配偶者(婚姻の届出をしていないが、学校医等の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、学校医等の死亡の当時その収入によって生計を維持していたものとする。ただし、妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。)以外の者にあつては、学校医等の死亡の当時次に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。

- (1) 夫(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。)、父母又は祖父母については、60歳以上であること。
- (2) 子又は孫については、18歳未満であること。
- (3) 兄弟姉妹については、18歳未満又は60歳以上であること。
- (4) 前3号の要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、別表第3の第7級以上の等級に該当する程度の障害があり、又は負傷若しくは疾病が治らないで、身体の機能若しくは精神に軽易な労務以外の労務に服することができない程度以上の障害がある状態にあること。

第2号様式(第5条関係)

公立学校の学校医等災害補償療養の給付請求書

認定番号		
新潟県教育委員会様  下記の指定医療機関における療養の給付を請求します。	請求年月日 平成 年 月 日	
	請求者の住所.....	
		氏 名..... (印)
1 所属学校		
2 (氏名)		3 (職種)
年 月 日生		4 (負傷または発病年月日) 平成 年 月 日
5 療養を受けようとする指定医療機関	住 所	
	名 称	

[注意事項]

「5 療養を受けようとする指定医療機関」の欄には、請求者が療養を受けようとする指定医療機関の住所および名称を記載し、現在療養を受けている指定医療機関を変更しようとする場合には新旧の指定医療機関の住所および名称を記載すること。

第 3 号様式(第 5 条関係)

公立学校の学校医等災害補償療養補償請求書

		請求回数	第	回
新潟県教育委員会 様		請求年月日 平成 年 月 日		
下記の療養補償を請求します。		請求者の住所 氏 名.....(印)		
(補償費用の受領委任) この請求書による療養補償の費用の受領を		に委任します。 氏 名.....(印)		
(委任に基づく支払請求) 上記委任に基づき、この請求書による療養補償の支払を請求します。		支払請求者の住所 氏 名.....(印)		
1 (所属学校)				
2 (氏 名)		3 (職 種)		
年 月 日生		4 (負傷または発病年月日) 平成 年 月 日		
5 1~4 までは上記のとおりであることを証明します。 平成 年 月 日 所在地 所属学校の 名 称 長の氏名 (印)				
6 診 療 費	内訳は「医師の証明」欄記載のとおり		円	
7 看 護 料	<input type="checkbox"/> 看護師 平成 年 月 日から <input type="checkbox"/> 付添婦 日間 <input type="checkbox"/> その他 平成 年 月 日まで		円	
8 移 送 費	(交通費) <input type="checkbox"/> 片道 回 から まで キロメートル <input type="checkbox"/> 往復		円	
	(その他の移送費)		円	
9 上 記 以 外 の 療 養 費			円	
10 療 養 補 償 請 求 金 額			円	
11 添 付 す る 書 類 その他の資料名				

送の金場希望	振 込 先	銀行	支店	※受 理	平成 年 月 日
	預 金 科 目	<input type="checkbox"/> 普通預金	<input type="checkbox"/> 当座預金	※決 定	平成 年 月 日
	振 込 住 所			※支 払	平成 年 月 日
	振 込 氏 名			※決定金額	円

※13 医師の証明				
(傷病名)	診療費の内訳		1点単位 円	
	項目内訳と記入欄		金額(円)	
	診察	初診		
		再診		
		往診		
療養指導				
(傷病の経過)	投薬	内容	(薬名および使用量)	
		普通薬		
		特殊薬		
	外用	(種類)		
	注射	(種類)	(回数等)	
	処置	(処置名)	(回数等)	
	手術	(手術名)	(回数等) (施行年月日) 年 月 日	
	検査	(検査名)	(回数等)	
	レントゲン	透視診断	(フィルムの大きさ枚数等)	
		写真診断		
		撮影		
(現在の状態) 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 治癒 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 中止 <input type="checkbox"/> 継続中 <input type="checkbox"/> 転医	理学療法	(療法名)	(回数等)	
	その他			
(診療期間) 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで 日間 診療日数 日	入院	入院期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	
		看護	<input type="checkbox"/> 1類 <input type="checkbox"/> 2類 <input type="checkbox"/> 3類	
		給食	<input type="checkbox"/> 基礎給食 <input type="checkbox"/> 普通給食 <input type="checkbox"/> 無	
		寝具その他		
診療費の合計			円	
上記の事項は事実と相違ないことを証明します。 平成 年 月 日 病院または 所在地 診療所の 名称 医師氏名				



## 〔注意事項〕

- 1 請求者は※印の欄に記入しないこと、該当する□にレ印を記入すること。
- 2 「補償費用の受領委任」の欄は、診療にあつた医師または医療機関に補償費用の受領を委任しようとする場合にのみ記載し、その他の場合には記入しないこと。
- 3 「7 看護料」および「8 移送費」については、費用の領収書および明細書を添付すること。
- 4 「9 上記以外の療養費」の欄には、入院料に食事代を含まない場合の食事料および療養に必要な治療材料等の名称、数量および費用を記入し、その領収書および明細書を添付すること。
- 5 「12 送金希望の場合」の欄は、当該補償の支給が決定されたとき、その支給方法について銀行送金を希望する場合に記入すること。
- 6 「13 医師の証明」欄の記入にかえて同様事項を記載した医師、歯科医師または柔道整復師の証明書を添付してもよい。

第4号様式(第5条関係)

公立学校の学校医等災害補償休業補償請求書

		請求 回数	第	回
新潟県教育委員会 様		請求年月日 平成 年 月 日		
下記の休業補償を請求します。		請求者の住所..... 氏 名..... (印)		
1 (所属学校)				
2 (氏名)		3 (職種)		
年 月 日生		4 (負傷または発病年月日) 平成 年 月 日		
5 (請求日数) 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		のうち 日		{ 全部休業日数 日 一部休業日数 日
6 (一部休業した日に得ることができた給与その他の収入の額)				
(1) 給与の総額 円 (2) その他の収入の総額 円				
※7 所属学校の 長の証明の	1~5および6の(1)については、上記のとおりであることを証明します。 平成 年 月 日 所属学校 { 所在地 名称 長の氏名 (印)			
8 休業補償金額 の計算	全部休業日数のみの場合	(補償基礎額) (請求日数) $\frac{60}{}$ $\times \times 100 =$ 円		
	一部休業日数のある場合	(補償基礎額) (一部休業した日に支払われた給与 その他の収入の総額) $\frac{60}{}$ $\times - \times 100$ (請求日数) ( ) 円		
9 休業補償請求金額				
※10 医師の 証明	(傷病名)	(現在の状態) 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 治ゆ <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 中止 <input type="checkbox"/> 継続中 <input type="checkbox"/> 転医		
	(請求日数のうち、療養のため勤務することができなかつたと認められる日数) 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで のうち 日	(勤務することができなかつたと認められる理由)		
	上記のとおりであることを証明します。 平成 年 月 日 医療機関の { 所在地 名称 医師氏名			
11 添付する書類その他の資料名				

12 送金希望 の場合	振込先		銀行	支店	※受理	平成	年	月	日	
	預金科目		<input type="checkbox"/> 普通預金	<input type="checkbox"/> 当座預金	※決定	平成	年	月	日	
	振込 口座	住所				※支払	平成	年	月	日
		氏名				※決定金額				円

## 〔注意事項〕

- 1 請求者は※印の欄には記入しないこと。該当する□にレ印を記入すること。
- 2 「5（請求日数）」の欄中、全部休業日数の項目には勤務その他の業務に従事することができず、このため給与その他の収入を全く得ることができなかつた日の数を、一部休業日数の項目には勤務その他の業務に一部従事することができ、このため給与その他の収入(資産に基づく収入を除く)の一部を得ることができ、かつその得た給与その他の収入の額が補償基礎額以下であつた日の数を記入すること。
- 3 「10 医師の証明」の欄は入院中の場合のように、すぐに療養補償申請書等によつて療養のため勤務できないことが明らかに認められるときには、この請求書において重ねて医師の証明を求めて記載する必要はない。
- 4 「12 送金希望の場合」の欄は、この請求に係る補償の支給が決定されたとき、その支払方法について銀行送金を希望する場合に記入すること。



第5号様式(第5条関係)

公立学校の学校医等災害補償  
傷病補償年金請求書

新潟県教育委員会様 下記の傷病補償を請求します。		請求年月日 平成 年 月 日 請求者の住所..... 氏 名..... (印)
1 (所属学校)		
2 (氏名) 年 月 日生		3 (職種)
4 (負傷または発病年月日) 平成 年 月 日		
※5 1~4までは上記のとおりであることを証明します。 平成 年 月 日 所在地 所属学校の 名称 長の氏名 (印)		
6 (傷病の名称、部位及びその状態)		
7 (既存傷病とその程度)		
8 傷病等級		第 級
9 傷病補償請求金額		(補償基礎額) (倍数) 円 × = 円
10 厚生年金保険法等の適用		<input type="checkbox"/> _____ の被保険者である。 <input type="checkbox"/> 被保険者でない。
11 添付する書類その他の資料名		

12 送金希望の場合	振込先	銀行 支店	※ 受理	平成 年 月 日
	預金科目	<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金	※ 決定	平成 年 月 日
	振込口座	住所	※ 傷病等級	第 級 号
		氏名	※ 年金証書の番号	第 号
			※ 支給開始年 月	平成 年 月
			※ 決定年額	円

## 〔注意事項〕

- 1 請求者は、※印の欄には記入しないこと。該当する□にレ印を記入すること。
- 2 「6 (傷病の名称、部位及びその状態)」の欄の記入事項が添付する診断書の記載事項と同じであるときは「診断書のとおり」と記入すること。
- 3 「7 (既存傷病とその程度)」の欄には、新たに既存の傷病の程度を加重した場合に記入するものとし、既存傷病について傷病補償を支給された場合は、その該当等級を明記すること。
- 4 「10 厚生年金保険法等の適用」の欄は、請求者が厚生年金保険法、国民年金保険法又は船員保険法の適用を受けるものであるときは、「\_\_\_\_\_の被保険者である。」にその適用を受ける法令の名称を記入すること。

なお、この請求書を提出するときに請求する傷病補償年金と同一の事由によつて厚生年金保険法若しくは船員保険法の規定による障害年金又は国民年金法の規定による障害年金(障害福祉年金を除く。)の給付を受けている場合には、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号、番号及び所轄社会保険事務所等を記載した書類を添付すること。
- 5 「12 送金希望の場合」の欄は、この請求に係る補償の支給が決定された場合において、その支払方法について銀行送金を希望するときに記入すること。
- 6 この請求書には、傷病等級の決定に必要な医師の診断書、X線写真その他の書類及び資料を添付すること。

第6号様式(第5条関係)

公立学校の学校医等災害補償  
傷病補償年金変更請求書

新潟県教育委員会 様		請求年月日 平成 年 月 日	
		請求者の年金 証書の番号 .....	
下記のとおり傷病補償の変更を請求します。		住 所 .....	
		氏 名 .....印	
1	現在受けている傷病補償年金の傷病等級	第 級	
2	現在受けている傷病補償年金の支給が開始された年月	平成 年 月	
3	傷病の程度に変更があつた年月日	平成 年 月 日	
4	傷病の名称、部位及びその状態	(第 級)	
5	変更後の傷病補償年金請求金額	(補償基礎額) 円 × (倍数) = 円	
6	添付する書類その他の資料名		
※ 受 理	平成 年 月 日	※ 決 定	平成 年 月 日
※ 支 払	平成 年 月 日		<input type="checkbox"/> 変 更 <input type="checkbox"/> 不変更
※ 変更後の傷病等級		※ 決定年額	円

[注意事項]

- 1 請求者は※印の欄には記入しないこと。
- 2 「4 傷病の名称、部位及びその状態」の欄の記入事項が添付する診断書の記載事項と同じであるときは、「診断書のとおり」と記入すること。
- 3 この請求書には、傷病の程度に変更があつた時期の決定及び変更後の傷病等級の決定に必要な医師の診断書その他の書類及び資料を添付すること。

第 7 号様式(第 5 条関係)

公立学校の学校医等災害補償  
 障害補償 年金 請求書  
 一時金

新潟県教育委員会 様		請求年月日 平成 年 月 日	
下記の障害補償を請求します。		請求者の住所..... 氏 名.....(印)	
1 (所属学校)			
2 (氏 名)		3 (職 種)	
年 月 日生			
4 (負傷または発病年月日)		5 (治癒年月日)	
平成 年 月 日		平成 年 月 日	
6 1~5 までは上記のとおりであることを証明します。 平成 年 月 日 所在地 所属学校の 名称 長の氏名 (印)			
7 (障害の部位およびその程度)			
8 (既存障害とその程度)			
9 障 害 等 級		第 級 号	
10 障害補償請求金額		□年金 (補償基礎額) (倍数) × = 円 □一時金	
11 厚生年金保険法等の適用		□ _____ の被保険者である □ 被保険者でない	
12 添付する書類その他の資料名			

13 送金希望の場合	振込先	銀行	支店	※ 受 理	平成 年 月 日
	預金科目	□ 普通預金 □ 当座預金		※ 決 定	平成 年 月 日
		振込口座	住所		※ 支払(一時金の場合)
		氏名			※ 障 害 等 級
				※ 年 金 証 書 号 番 号	第 号
				※ 支 給 開 始 月 年	平成 年 月
				※ 決 定 金 額	□年金 □一時金 円

## 〔注意事項〕

- 1 請求者は、※印の欄には記入しないこと。該当する□にレ印を記入すること。
- 2 「7 (障害の部位およびその程度)」の欄の記入事項が添付する診断書の記載事項と同じであるときは「診断書のとおり」と記入すること。
- 3 「8 (既存障害とその程度)」の欄には、新たに既存の障害の程度を加重した場合に記入するものとし、既存障害について障害補償を支給された場合は、その該当等級を明記すること。
- 4 「11 厚生年金保険法等の適用」の欄は、障害補償年金を受けようとする者が記入するものであり、請求者が厚生年金保険法、国民年金保険法または船員保険法の適用を受けるものであるときは「\_\_\_\_\_の被保険者である」にその適用を受ける法令の名称を記入すること。

なお、この請求書を提出するときに請求する障害補償年金と同一の事由によつて厚生年金保険法もしくは船員保険法の障害年金または国民年金法の障害年金(障害福祉年金を除く。)の給付を受けている場合には、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号、番号および所轄社会保険事務所等を記載した書類を添付すること。
- 5 「13 送金希望の場合」の欄は、この請求に係る補償の支給が決定されたとき、その支払方法について銀行送金を希望する場合に記入すること。
- 6 この請求書には、治癒の時期の決定および障害等級の決定に必要な医師の診断書、X線写真、その他の書類および資料を添付すること。

第 8 号様式(第 5 条関係)

公立学校の学校医等災害補償  
障害補償年金差額一時金請求書

新潟県教育委員会 様		請求年月日 平成 年 月 日		
		請求者(代表者)の 住 所 ..... 氏 名 ..... ㊟ 死亡学校医等 との続柄 [ ]		
下記のとおりに政令附則第 1 条の 2 の規定 による障害補償年金差額一時金を請求しま す。		氏 名	生 年 月 日	住 所
1 請 求 者 の 同 順 位 者				
2 障 害 一 時 金 請 求 書	(補償基礎額) (倍 数) (一時金の額) 円× 倍= 円 (倍数の算式)			
※受 理	平成 年 月 日	※支 払	平成 年 月 日	
※決 定	平成 年 月 日	※決 定 額	円	

[注意事項] 請求者は※欄には記入しないこと。

第9号様式(第5条関係)

公立学校の学校医等災害補償  
障害補償年金前払一時金請求書

新潟県教育委員会 様		請求年月日 平成 年 月 日	
		請求者	
下記のとおり政令附則第1条の3の規定による障害補償年金前払一時金を請求します。		住所.....	
		氏名.....	
障害補償年金前払一時金請求額	(補償基礎額)	(倍数)	(一時金額)
	円×	倍=	円
※受理	平成 年 月 日	※支払	平成 年 月 日
※決定	平成 年 月 日	※決定額	円

〔注意事項〕 請求者は※欄には記入しないこと。

第 10 号様式(第 5 条関係)

公立学校の学校医等災害補償  
障害補償 年金 一時金 変更請求書

新潟県教育委員会 様		請求年月日 平成 年 月 日	
		請求者の年金 証書の番号 .....	
下記のとおり障害補償の変更を請求します。		住 所 .....	
		氏 名 .....	
1	現在受けている障害年金の障害等級	第 級	
2	現在受けている障害年金の支給が開始された年月	平成 年 月	
3	障害の程度に変更があつた年月日	平成 年 月 日	
4	障害の部位およびその程度	(第 級)	
5	変更後の障害補償請求金額	年金	(補償基礎額) (倍数) 円 × = 円
		一時金	(補償基礎額) (倍数) 円 × = 円
6	添付する書類その他の資料名		
※ 受 理 平成 年 月 日		※ 決 定	平成 年 月 日
※ 支 払 平成 年 月 日			<input type="checkbox"/> 変 更 <input type="checkbox"/> 不変更
※ 変更後の障害等級 第 級		※ 決定金額	円

[注意事項]

- 1 請求者は※印の欄には記入しないこと。
- 2 「4 障害の部位およびその程度」の欄の記入事項が添付する診断書の記載事項と同じであるときは「診断書のとおり」と記入すること。
- 3 この請求書には障害の程度に変更があつた時期の決定および変更後の障害等級の決定に必要な医師の診断書その他の書類および資料を添付すること。



第10号様式の2(第5条関係)

		公立学校の学校医等災害補償 介護補償請求書		請求回数	第 回
新潟県教育委員会 様		請求年月日 年 月 日			
下記の介護補償を請求します。		請求者の住所 _____			
		氏 名 _____ (印)			
1 に 関 する 事 項	被 災 学 校 医	(所属学校)			
		(氏 名) 年 月 日生			
		(職 種)			
		(負傷又は発病の年月日) 年 月 日			
2	傷病等級又は障害等級	<input type="checkbox"/> 傷病等級(第 級) <input type="checkbox"/> 障害等級(第 級)	3	年金証書の番号	第 号
4	介護を要する状態の常時又は随時の別		<input type="checkbox"/> 常時介護を要する状態 <input type="checkbox"/> 随時介護を要する状態		
5 請 求 金 額 等	請 求 対 象 年 月	介護費用を支出せずに 介護を受けた日の有無	介護費用として 支 出 し た 額	請 求 金 額	
	年 月	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない	円	円	
	年 月	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない	円	円	
	年 月	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない	円	円	
介護補償請求金額(請求月額合計)				円	
6	介護を受けた場所	<input type="checkbox"/> 居宅 <input type="checkbox"/> 病院、施設等(名称: _____) 入院(入所)期間( 年 月 日から 年 月 日まで)			
7 し た 者	氏 名	請 求 者 と の 続 柄 又 は 関 係	請 求 者 が 介 護 を 受 け た 期 間		
			年 月 日から 年 月 日まで		
			年 月 日から 年 月 日まで		
			年 月 日から 年 月 日まで		
8 場 合	振 込 先	銀行 支店	※ 受 理 平 成 年 月 日		
	預金科目	<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金	※ 決 定 平 成 年 月 日		
	払込口座 住所		※ 支 払 平 成 年 月 日		
	払込口座 氏名		※決定金額 平成 年 月 日		

## [注意事項]

- 1 請求者は、※印の欄に記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。
- 2 「5 請求金額等」の欄の「請求対象年月」、「介護費用を支出せずに介護を受けた日の有無」、「介護費用として支出した額」及び「請求月額」の項には、一の月ごとに記入すること。
- 3 「7 介護に従事した者」の欄には、介護費用を支出せずに介護を受けた日がある場合に当該介護を行った者について記入すること。
- 4 この請求書には、次に掲げる書類を添付すること。
  - (1) 障害を有することに伴う日常生活の状態に関する医師又は歯科医師の診断書(ただし、第2回目以後の請求において介護を要する状態の常時又は随時の別に変更がない場合には、添付する必要はない。)
  - (2) 介護補償を受けようとする期間における介護の事実並びに当該介護に従事した者の氏名及び請求者との続柄又は関係を記載した書類(ただし、第2回目以後の請求において一の月に介護費用を支出せずに介護を受けた日があり当該介護を行う者が前回の請求における介護補償請求書に記載された者と変更がない場合で、当該月に係る介護補償の請求月額が政令第6条の2第2項第2号に規定する額(随時介護を要する状態にあるときにあつては、同項第4号に規定する額)である月があるときには、その月に係る当該書類は添付する必要はない。)
  - (3) 介護費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護を受けた年月日及び時間並びに当該介護費用として一の月に支出した額を証明する書類(ただし、第2回目以後の請求において一の月に介護費用を支出せずに介護を受けた日がある場合で、当該月に係る介護補償の請求月額が政令第6条の2第2項第2号に規定する額(随時介護を要する状態にあるときにあつては、同項第4号に規定する額)である月があるときには、その月に係る当該書類は添付する必要はない。)

第11号様式(第5条関係)

公立学校の学校医等災害補償遺族補償年金請求書

新潟県教育委員会 様		請求年月日 平成 年 月 日			
下記の遺族補償年金を請求します。		請求者(代表者)の 住 所..... 氏 名..... 学校医等との続柄			
1 死亡 に 関 す る 事 項	(所属学校)				
	(氏 名) 年 月 日生				
	(職 種)				
	(死亡年月日) 平成 年 月 日				
	厚生年金保 険法等の適 用 <input type="checkbox"/> .....の被保険者であつた。 <input type="checkbox"/> 被保険者でなかつた。				
上記事項は相違ないことを証明します。 平成 年 月 日 所在地 所属学校の 名 称 長の氏名 ㊟					
2 請求の事由 <input type="checkbox"/> 学校医等 の死亡 <input type="checkbox"/> 先順位者 の失権 <input type="checkbox"/> 胎児であつた 子の出生 <input type="checkbox"/> 先順位者の 所在不明					
3 遺族 補償 年金 を 受 け る こ と が で き る 遺 族 補 償 年 金 を 受 け る こ と が あ ら な い	氏 名	生年月日	住 所	死亡学校医 等との続柄	備 考
4 既 に 補 償 年 金 を 受 け て い る 者	氏 名	生年月日	住 所	死亡学校医 等との続柄	備 考
5 遺族補償年 金請求年額 の計算		(補償基礎額) _____ 1 $\text{円} \times 365 \times 100 \times (\text{受給権者の数}) =$ _____ 円			
6 遺族補償 年金請求 額		受給権者が1人の 場合または代表者 を選任しない場合 代表者を選任した 場合 (5の請求年額)円 × (受給権者の数) = 円			
7 添付する書類そ の他の資料名					

8 送 金 希 望 の 場 合	振 込 先		銀 行 支 店		※ 受 理	平 成 年 月 日
	預 金 科 目		□ 普 通 預 金 □ 当 座 預 金		※ 決 定	平 成 年 月 日
	払 込 口 座	住 所			※ 年 金 証 書 の 番 号	第 号
		氏 名			※ 支 給 開 始 年 月	平 成 年 月
					※ 決 定 金 額	□ 受 給 権 者 が 1 人 の 場 合 ま た は 代 表 者 を 選 任 し な い 場 合 □ 代 表 者 を 選 任 し た 場 合 円

〔注意事項〕

- 1 請求者は、※印の欄には記入しないこと。該当する□にレ印を記入すること。
- 2 「1 死亡学校医等に関する事項」の欄中「厚生年金保険法等の適用」の項目には、死亡学校医等が厚生年金保険法、国民年金法または船員保険法の適用を受ける者であるときは「\_\_\_\_\_の被保険者であつた」にその適用を受ける法律の名称を記入すること。なお、この請求書を提出するときに、既に当該遺族補償年金と同一の事由によつて厚生年金保険法または船員保険法の遺族年金若しくは国民年金法の母子年金(母子福祉年金を除く。)、準母子年金(準母子福祉年金を除く。)、遺児年金または寡婦年金の給付を受けている場合には、その年金の種類、年額、支払開始年月、年金証書の記号番号および所轄社会保険事務所等を記載した書類を添付すること。
- 3 「3 請求者および遺族補償年金を受けることができる遺族」の欄の備考には、その者が請求者であるときは(請)、その者が代表者であるときは(代)、その者が障害等級第7級以上の障害の状態にあるときは(障)、またその者が請求者と生計を同じくしているときは(生)明記すること。
- 4 「4 既に遺族補償年金を受けている者」の欄は、この記載の理由が学校医等の死亡以外の場合に記入すること。
- 5 この請求書には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、この請求書の提出前に、当該補償の理由となつた学校医等の死亡にかかる遺族補償年金の支給が行なわれていたときは、次の(1)および(3)に掲げる書類は添付する必要がない。

- (1) 学校医等の死亡診断書、死体検案書、検視調書その他学校医等の死亡の事実およびその死亡が公務上の理由によるものであることを証明する書類またはその写
  - (2) 請求者および請求者以外の遺族補償年金を受けることができる遺族の氏名、本籍および学校医等との続柄に関する市町村長または、区長の発行する証明書(戸籍の謄本または抄本でもよい)。
  - (3) 請求者および請求者以外の遺族補償年金を受けることができる遺族が学校医等の死亡の当時、その収入によつて生計を維持していたことを認めることができる書類
  - (4) 請求者が婚姻の届出をしていないが、学校医等の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を認めることのできる書類
  - (5) 請求者または請求者以外の遺族補償年金を受けることができる遺族が障害等級第7級以上の障害の状態にある者であるときは、その者が学校医等の死亡の当時から引き続きその障害の状態にあることを証明する医師の診断書、その他の書類および資料
  - (6) 請求者以外の遺族補償年金を受けることができる遺族が請求者と生計を同じくしているときは、その事実を認めることのできる書類
  - (7) 災害が第三者の行為によつて生じたものであるときは、その事実、第三者の氏名および住所(第三者の氏名および住所がわからないときはその旨)を記載した書類
  - (8) 請求者が2人以上ある場合で代表者を選任したときは、代表者以外の請求者の同意書等、その者が代表者であることが認めることのできる書類、また代表者を選任しないときは、その理由を記載した書類
- 6 「8 送金希望の場合」の欄は当該補償の支給が決定されたとき、その支払方法について銀行送金を希望する場合に記入すること。

第12号様式(第5条関係)

公立学校の学校医等災害補償  
遺族補償年金前払一時金請求書

新潟県教育委員会 様		請求年月日 平成 年 月 日	
		請求者(代表者)の 住 所 ..... 氏 名 .....印 死亡学校医等 との続柄	
下記のとおり政令附則第2条の規定による遺族補償年金前払一時金を請求します。			
1 請求者の 同順位者	氏 名	生 年 月 日	住 所
2	遺族補償年金前払一時金請求金額	(補償基礎額) (倍数) 円× = 円	
※受 理	平成 年 月 日	※支 払	平成 年 月 日
※決 定	平成 年 月 日	※決定金額	円

注 請求者は※印の欄には記入しないこと。

第13号様式(第5条関係)

公立学校の学校医等災害補償  
遺族補償一時金請求書

新潟県教育委員会 様		請求年月日 平成 年 月 日		
下記の遺族補償一時金を請求します。		請求者の住所..... 氏 名..... 学校医等との続柄 または関係		
1 死亡 学校 医等 に 関 する	(所属学校)			
	(氏 名)	年 月 日生		
	(職 種)			
	(死亡年月日)	平成 年 月 日		
	上記事項は相違ないことを証明します。 平成 年 月 日 所属学校の { 所在地 名 称 長の氏名 (印)			
2 遺族 補償 一 時 金 請 求 額 の 計 算	受給権者の氏名	生年月日	死亡学校医等との続柄または関係	
	$\left( \begin{matrix} \text{補償} \\ \text{基礎額} \end{matrix} \right) (\text{日数}) \left( \begin{matrix} \text{支給された年} \\ \text{金額の総計} \end{matrix} \right)$ $= \frac{1}{\times (\text{受給権者の数})} = \text{円}$			
遺族が いた 場合 支給 され て 年 金	年金の受給権者であつた者の氏名	年金証書の番号	支給された年金額の計	
			円	
			円	
	総 計		円	
3 遺族補償一時金請求額				
4 添付する書類その他の資料名				
5 送 金 希 望 の 場 合	振込先	銀行	支店	
	預金科目	<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金		
	振込口座	住所		
		氏名		
※受理	平成 年 月 日			
※決定	平成 年 月 日			
※支払	平成 年 月 日			
※決定金額	円			

## 〔注意事項〕

- 1 請求者は※印の欄は記入しないこと、該当する□にレ印を記入すること。
- 2 「2 遺族補償一時金請求額の計算」の欄の「受給権者の氏名」の欄には、すべての受給権者について記入すること。
- 3 「2 遺族補償一時金請求額の計算」の欄の「遺族補償年金が支給されていた場合」の項は、この請求書の提出前に当該補償の理由となった学校医等の死亡にかかる遺族補償年金の支給が行なわれていた場合に記入すること。
- 4 この請求書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、この請求書は提出前に、当該補償の事由となった学校医等の死亡にかかる遺族補償年金の支給が行なわれていたときは、次の(1)に掲げる書類を添付する必要はない。
  - (1) 学校医等の死亡診断書、死体検案調書、検視調書、その他学校医等の死亡の事実およびその死亡が公務上の事由によるものであることを証明する書類またはその写
  - (2) 請求者の氏名、本籍および学校医等との続柄または関係に関する市町村長または区長の発行する証明書(戸籍の謄本または抄本でもよい。)
  - (3) 請求者が婚姻の届出をしていないが、学校医等の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事情の認めることのできる書類
  - (4) 学校医等の死亡にかかる遺族補償年金を受けることができる遺族がなくかつ請求者に先順位者のないことを証明する書類
  - (5) 請求者が学校医等の収入によつて生計を維持していた子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹である場合は、学校医等の死亡の当時その収入によつて生計を維持していた事実を認めることのできる書類
  - (6) 請求者が配偶者、学校医等の収入によつて生計を維持していた子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹以外の者で、主として学校医等の収入によつて生計を維持していた者であるときは、学校医等の死亡の当時主としてその収入によつて生計を維持していた事実を認めることのできる書類。
  - (7) 請求者が学校医等の遺言またはその任命権者に対する予告により、特に指定された者であるときは、これを証明する書類
  - (8) 災害が第三者の行為によつて生じたものであるときは、その事実、第三者の氏名および住所(第三者の氏名および住所がわからないときはその旨)を記載した書類
  - (9) その他必要な書類
- 5 「5 送金希望の場合」の欄は、当該補償の支給が決定されたとき、その支払い方法について銀行送金を希望する場合に記入すること。



第14号様式(第5条関係)

公立学校の学校医等災害補償  
葬祭補償請求書

新潟県教育委員会 様		請求年月日 平成 年 月 日	
下記の葬祭補償を請求します。		請求者の住所..... 氏 名..... 学校医等との続柄 または関係	
1 死亡事 項 学校 医等 に 関 す	(所属学校)		
	(氏 名) 年 月 日生		
	(職 種)		
	(死亡年月日) 平成 年 月 日		
	上記の事項は相違ないことを証明します。 平成 年 月 日 所属学校の { 所在地 名 称 長の氏名		
2	葬祭補償 請求金額 の計算	政令第18条の 請求金額	(定 額) (補償基礎額) 円 + 円 × 30 = 円
		政令附則第4 条の請求金額	(補償基礎額) 円 × 60 = 円
3	葬祭補償請求金 額		円
4	添付する書類そ の他の資料名		
5 送金 希望 の 場 合	振 込 先	銀行 支店	※受 理 平成 年 月 日
	預 金 科 目	<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金	※決 定 平成 年 月 日
	振 込 住 所		※支 払 平成 年 月 日
	振 込 氏 名		※決定金額 円

[注意事項]

- 1 請求者は※印の欄には記入しないこと。(該当する□にレ印を記入すること。)
- 2 「5 送金希望の場合」の欄は、当該補償の支給が決定されたとき、その支払方法について銀行送金を希望する場合に記入すること。
- 3 この請求書には、葬祭を行なった事実を認めることのできる書類を添付すること。

第 15 号様式(第 5 条関係)

公立学校の学校医等災害補償  
未支給の補償請求書

新潟県教育委員会 様		請求年月日 平成 年 月 日	
		請求者の住所..... 氏 名.....(印)	
下記の未支給の補償の支給を請求します。		死亡した受給権者との続柄	
1 死亡した受給権者	氏 名		
	死亡年月日	平成 年 月 日	
	上記事項は相違ないことを証明します。 平成 年 月 日  所属学校の { 所在地 名 称 長の氏名 } (印)		
2 未支給の補償の種類	〔年金たる補償のときは年金証書の番号〕 第 号		
3 未支給の補償請求書	円		
4 添付する書類その他の資料名			

5 送金希望の場合	振込先	銀行 支店	※受理	平成 年 月 日
	預金科目	<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金	※決定	平成 年 月 日
	振込口座	住所	※支払	平成 年 月 日
		氏名	※決定金額	円

## 〔注意事項〕

- 1 請求者は※印の欄には記入しないこと。
- 2 「5 送金希望の場合」の欄は、当該補償の支給が決定されたとき、その支払方法について銀行送金を希望する場合に記入すること。
- 3 この請求書には、次に掲げる書類または資料を添付すること。ただし、請求者が、未支給の補償とあわせて、遺族補償を請求する場合には、当該遺族補償を請求するために提出すべき書類または資料については、添付する必要はない。
  - (1) 死亡受給権者の死亡診断書、死体検案書、検視調書、その他死亡受給権者の死亡を証明する書類またはその写
  - (2) 未支給の補償が遺族補償年金以外の補償であるときは、次に掲げる書類。
    - イ 請求者の氏名、本籍および死亡受給権者との続柄に関し、市町村長または区長の発行する証明書(戸籍の謄本または抄本でもよい。)
    - ロ 請求者が死亡受給権者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを認めることのできる書類
    - ハ 請求者が婚姻の届出をしていないが、死亡受給権者の死亡の当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあつたものであるときは、その事実を認めることのできる書類
  - (3) 請求者が配偶者以外の者であるときは、他に先順位者のないことを証明する書類
  - (4) 死亡受給権者が、この請求にかかる未支給の補償分について、まだ請求をしていなかったときは、その請求を行なうこととした場合に必要書類その他の資料

第 16 号様式(第 7 条関係)

公立学校の学校医等災害補償  
遺族補償年金支給停止申請書

新潟県教育委員会 様  下記の所在不明者に係る遺族補償年金の 支給停止を申請します。	申請年月日 平成 年 月 日 申請者の年金 証書の番号 第 号 住 所 氏 名 生年月日 年 月 日 所在不明者と の 続 柄																				
1	年金証書の番号 第 号 氏 名 最後の住所 所在不明となつ た年月日 所在不明の事由 平成 年 月 日																				
2	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">氏 名</th> <th style="width:25%;">住 所</th> <th style="width:25%;">年金証書の 番 号</th> <th style="width:25%;">所在不明者との 続 柄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	氏 名	住 所	年金証書の 番 号	所在不明者との 続 柄																
氏 名	住 所	年金証書の 番 号	所在不明者との 続 柄																		
3	添付する書類そ の他の資料名																				
※受 理	平成 年 月 日	※決定内容	平成 年 月分から停止																		
※決 定	平成 年 月 日																				

[注意事項]

- 1 申請者は、※印の欄には記入しないこと。
- 2 「1 所在不明者」の年金証書の番号欄は、その番号が不明のときは記入する必要はない。
- 3 「申請者の同順位者」の欄には、所在不明者と同順位者があるときについて記入し、後者の場合は、同欄中の「年金証書の番号」の項の記入を要しない。
- 4 この申請書には、所在不明者の所在が1年以上明らかでないことを証明する書類を添付すること。

第17号様式(第7条関係)

公立学校の学校医等災害補償遺族  
補償年金支給停止解除申請書

新潟県教育委員会様  下記のとおり遺族補償年金の支給の停止の解除を申請します。	申請年月日 平成 年 月 日
	申請者の年金証書の番号 第 号
	住 所 .....
	氏 名 .....印 生 年 月 日 .....
支給停止となった年月	平成 年 月


※受理	平成 年 月 日	※決定内容	平成 年 月分から解除
※決定	平成 年 月 日		

[注意事項]

- 1 申請者は※印の欄には記入しないこと。
- 2 この申請書を提出するときは、あわせて年金証書を提出すること。

第18号様式(第8条関係)

	<p style="text-align: right;">第_____号</p> <p style="text-align: center;">公立学校の学校医等災害補償 年金証書</p>
--	---

<p>受給権者の氏名 _____ _____年 月 日生</p> <p>補償の種類 _____</p> <p>支給開始年月 平成 _____年 _____月</p> <p>公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の規定により上記のとおり支給します。</p> <p style="text-align: center;">新潟県教育委員会 </p>	<p style="text-align: center;">[注 意 事 項]</p> <p>(別記のとおり)</p>
--	--

## 別記

## 〔注 意 事 項〕

- 1 この証書は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(以下「条例」という。)によつて傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金の支給を受ける権利を有することを証明する書類ですから大切に保管してください。
- 2 この補償は、毎月2月、4月、6月、8月、10月及び12月にそれぞれの前月までの分を支払います。
- 3 次の場合に該当することとなつた場合は、速やかにその事実を証明する書類を添えてその旨を教育委員会に届け出るとともに、併せてこの証書を提出してください。
  - (1) 氏名又は住所を変更した場合
  - (2) この年金と同一の事由によつて船員保険法若しくは厚生年金保険法の規定による遺族年金若しくは国民年金法の規定による障害年金(障害福祉年金を除く。)、母子年金(母子福祉年金を除く。)、準母子年金(準母子福祉年金を除く。)、遺児年金若しくは寡婦年金の支給を受けることとなつた場合、その額が変更された場合又はその支給を受けられなくなつた場合
  - (3) 傷病補償年金又は障害補償年金においては、その傷病等級又は障害等級に変更があつた場合
  - (4) 遺族補償年金においては、その算定の基礎となる遺族の数に増減を生じた場合
  - (5) 遺族補償年金で受給権者が妻1人だけの場合において、その妻が55歳に達したとき(政令別表第3の障害補償表の第7級以上の障害の状態にあるときを除く。)
  - (6) 遺族補償年金で受給権者が妻1人だけの場合において、その妻が政令別表第3の障害補償表の第7級以上の障害の状態になり、又はその状態でなくなつたとき(55歳以上であるときを除く。)
- 4 この補償を受ける権利は、譲り渡したり、担保に供することはできません。また、差押えを受けることもありません。
- 5 この証書を忘失したり、著しく損傷したときは、再交付を教育委員会に請求してください。また、証書の記載事項に変更を生じた場合は、この証書と引換えに新しい証書を交付します。

- 6 あらかじめ教育委員会から必要がないと通知された場合を除き、毎年2月1日から同月末日までの間に、教育委員会に対し傷病若しくは障害の現状又は遺族の現状に関する報告書を提出してください。
- 7 この年金を受ける権利を失った場合は、この証書を教育委員会に返納してください。年金を受ける権利を失う場合は、次のいずれかに該当した場合は、
- (1) 傷病補償年金の場合
    - ア 受給権者が死亡した場合
  - (2) 障害補償年金の場合
    - ア 受給権者が死亡した場合
    - イ 政令別表第3の障害補償表の第7級以上に該当しなくなった場合
  - (3) 遺族補償年金の場合
    - ア 受給権者が死亡した場合
    - イ 受給権者が婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をした場合
    - ウ 直系血族又は直系姻族以外の者の養子(届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。)となつた場合
    - エ 離縁によつて死亡した学校医等との親族関係が終了した場合
    - オ 受給権者が死亡した学校医等の子、孫又は兄弟姉妹であるときは、その者が18歳に達した場合(その者が学校医等の死亡の時から引き続き政令別表第3の障害補償表の第7級以上の障害の状態にある場合を除く。)
    - カ 政令別表第3の障害補償表の第7級以上の障害の状態にあることにより受給権者となっている者がその状態でなくなった場合



第21号様式(第12条関係)

公立学校の学校医等災害補償傷病の現状報告書

<p>新潟県教育委員会 様</p> <p>下記のとおり傷病の現状を報告します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">報告者の住所.....</p> <p style="text-align: right;">氏 名.....印</p>			
1	年金証書の番号	第 号	
2	傷病補償年金の支給	平成 年 月	
3	傷病等級	第 級	
4	傷病の状況		
5	日常生活の概要		
6	当該傷病に関して支給されている年金の種類及び等級	支給されている年金の額	支給されることとなった年月
厚等 生年 金受 給関 係保 険法	<input type="checkbox"/> 厚生年金保険法の障害年金	円	平成 年 月
	<input type="checkbox"/> 国民年金法の障害年金 (障害福祉年金を除く。)	年金証書の記号番号	所轄社会保険事務所等
	<input type="checkbox"/> 船員保険法の障害年金 (障害等級 第 級)	第 号	
7	添付する書類その他の資料名		

※8 医師の証明
(1) 傷病の種類(傷病名、傷病の部位等)
(2) 傷病の経過及び治療方法の概要
(3) 傷病の現状
(4) 傷病の今後の見込み
(報告者の氏名) .....については、上記のとおりであると認めます。  <div style="text-align: right;">平成 年 月 日</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">                     病院又は診療所の                 </div> <div style="font-size: 2em;">}</div> <div style="text-align: center;">                     所在地                      名 称                      医師氏名                 </div> <div style="text-align: right;">                     (印)                 </div> </div>

[注意事項]

- 1 報告者は、※印の欄には記入しないこと。該当する口にレ印を記入すること。
- 2 「4 傷病の状況」の欄の記入にあたっては、最近の1年間について記入すること。

第22号様式(第12条関係)

公立学校の学校医等災害補償障害の現状報告書

新潟県教育委員会 様  下記のとおり障害の現状を報告します。  平成 年 月 日  報告者の住所..... 氏 名.....			
1	年金証書の番号	第 号	
2	治 ゆ 年 月 日	平成 年 月 日	
3	障 害 等 級	第 級	
4	障 害 の 状 況		
5	日 常 生 活 の 概 要		
6	当該傷病に関して支給されている年金の種類及び等級	支給されている年金の額	支給されることとなつた年月
厚 等 生 年 金 受 給 関 係 保 險 法	<input type="checkbox"/> 厚生年金保険法の障害年金	円	平成 年 月
	<input type="checkbox"/> 国民年金法の障害年金 (障害福祉年金を除く。)	年金証書の記号番号	所轄社会保険事務所等
	<input type="checkbox"/> 船員保険法の障害年金 (障害等級 第 級)	第 号	
7	添付する書類その他の資料名		

※8 医師の証明
(1) 障害の種類
(2) 障害の現状
(3) 今後の見込み
(報告者の氏名) .....については、上記のとおりであると認めます。  <div style="text-align: right;">平成 年 月 日</div> <div style="text-align: right;">                     所在地                      病院又は診療所の { 名 称                      医師氏名                 </div> <div style="text-align: right;">(印)</div>

[注意事項]

- 1 報告者は、※印の欄には記入しないこと。該当する□にレ印を記入すること。
- 2 「4 障害の状況」の欄の記入にあたっては、最近の1年間について記入すること。

第23号様式(第12条関係)

公立学校の学校医等災害補償遺族の現状報告書

新潟県教育委員会 様  下記のとおり遺族の現状を報告します。  平成 年 月 日  報告者(代表者) 第.....号 の年金証書の番号 住 所 ..... 氏 名 ..... (印)						
1 死亡学校医等の氏名		(死亡年月日 平成 年 月 日)				
2 受給権者及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族	氏 名	生年月日	住 所	死亡学校医等との続柄	障害の有無	
					有 ・ 無	
						有 ・ 無
						有 ・ 無
						有 ・ 無
						有 ・ 無
3 等の受給関係 厚生年金保険法	当該死亡に関して支給されている年金の種類		支給されている年金の額		支給されることとなった年月	
	<input type="checkbox"/> 厚生年金保険法の遺族年金 <input type="checkbox"/> 国民年金法の <input type="checkbox"/> 母子年金 <input type="checkbox"/> 準母子年金 (母子福祉年金を除く。) (準母子福祉年金を除く。)		円		平成 年 月	
	<input type="checkbox"/> 遺児年金 <input type="checkbox"/> 寡婦年金 <input type="checkbox"/> 船員保険法の遺族年金		年金証書の記号 番号		所轄社会保険事務所等	
			第 号			
4 添付する書類その他の資料名						

## 〔注意事項〕

- 1 報告書は、該当する□にレ印を記入すること。
- 2 受給権者が2人以上あるときで、そのうち1人を代表者として選任し、その者が当該遺族補償年金の支給を代表して受けている場合には、その代表者が代表してこの報告書を提出すれば足りるものであり、他の受給権者は提出する必要はない。
- 3 この報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
  - (1) 受給権者及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の戸籍の謄本又は抄本若しくはこれに代わる市町村長又は区長の発行する証明書
  - (2) 受給権者及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族のうち、障害の状態にあることにより遺族補償年金を受けることができる遺族である者については、その障害の状態にあることを証明する医師の診断書その他の書類及び資料
  - (3) 受給権者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族については、その事実を認めることができる書類

## 附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。